

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成28年1月31日に取扱い（サービス）を終了した、当組合発行の前払式支払手段について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
全国青果物商業協同組合連合会

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
（対象となる前払式支払手段の名称等を記載）
フレッシュ青果ギフト券

○払戻しの申出期間
平成28年2月1日～平成28年4月30日
（上記期間の午前9時から午後5時）
* 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

○申出の方法
郵送又は組合事務所へ来所

○払戻しの方法
申出者の意向を踏まえ、振込又は現金にて全額払戻し

○払戻しに関する問い合わせ先
〒101-0023 東京都千代田区神田松永町104番地
03-3251-5261

全国青果物商業協同組合連合会
平成28年2月1日

※掲示期間 平成28年2月1日～4月30日